

## リサイクルステーション (4月から開設場所が変わります)

- ◇と き 4月4日(日) 午前9時～11時(時間厳守)(時間外の場合は、お受け取りできません)
  - ◇と ころ 旧日本ラインシュロス駐車場(太田橋東側)
  - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
  - ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く。金・銀ばくでコーティングされたものは、可燃物に出してください。また、紙類はきちんと分別してお持ちください) ⑥牛乳パック(きれいに洗い、切り開いてお持ちください。内側にアルミはくがついているものは可燃物に出してください) ⑦使用済み食用油 ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません) ⑨アルミ缶(きれいに洗い、つぶさないでお持ちください。スチール缶、なべ類、スプレー缶などは持ち込まないでください) ⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ
- ※古着は、東南アジアへ衣料品として輸出(冬物以外)や工場のぞうきんとして利用(綿素材のもの)または、綿の原料とされているため、回収するものを限らせていただきます
- ※アルミ缶は、買い上げを行いません
- ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください

**◇相談**

**(事例1)**  
昨日、業者が訪れ、「この近辺の給水・排水管の点検に回っている。一人でやると高額だが、近所の何人かでやれば3万円ぐらいで済む。近所の人もやられてるのでやってはどうか」と何度も勧誘され、点検してもらおうと「給水管の洗浄が必要」と言われたので洗浄してもらいました。

しかし、後で近所の人に確認したところ、契約した人はいないようでした。何だかだまされた気がするのですが、代金を支払わない何か良い方法はないでしょうか。

(50歳代 女性より)

### 消費者への アドバイス

給水管・排水管の点検に関する相談は、平成14年度には3件だったのに対し、平成15年4～12月までで34件ありました。

◎清掃、改良などの工事施工後でも、次の要件(※)が整えばクーリング・オフを行使することで無条件解約ができ、損害賠償を請求されることはありません。

※要件 (①～④の全てを満たすこと)

①訪問販売など、不意打ち的な販売形態(消費者から工事などを依頼し、来訪を要請した場合は除外)であること。

②契約金額が3,000円以上であること。

③契約書を受領した日から8日以内(受領日を含む)であること。

④「特商法」で定められた指定商品・指定役務・指定権利であること。

◎強引または性急な勧誘には、毅然(ぎぜん)とした態度で断りましょう。

◎給水管、排水管の洗浄の必要性について、県内の大手の水道修理業者に問い合わせたところ、次のような回答がありました。

・水道の給水管の洗浄は、普通に水道を使用している一般家庭では、あまり必要はないと思われます。

・排水管は、一般家庭において詰まったことがなければ、定期的に洗浄することはないと思われます。

## 給水・排水管の 点検商法トラブル

クーリング・オフ制度が適用されます!



窓口は…

消費生活相談情報

中濃地域振興局振興課  
電話 0574-25-3111

岐阜県消費生活センター  
電話 058-265-0999

**(事例2)**  
「昨日、高齢の父が一人で留守番をしている時に業者が来訪し、「無料で排水管の点検をする」と勧められ、点検後に排水管の洗浄をしてもらったそうです。」

(30歳代 女性より)

しかし、無料と言っておきながら、「1カ月後に、洗浄代金1万円集金に来る」と言われ話が違ったため、洗浄はしてもらいましたがクーリング・オフできませんでした。

**◇回答**

事例1・2の給水・排水管の洗浄などは、平成15年7月1日からクーリング・オフの対象となる指定役務とされています。どちらも契約書面受領後8日以内であったこと、訪問販売であることが確認されたので、クーリング・オフ制度を行使することにより、無条件解除ができることを伝えました。

また、クーリング・オフの通知は、書面で通知することになっておりますので、書面の書き方・出し方について説明しました。